

新たな市場の開拓をめぐり、今中央アジアで画期的な動きが進んでいる。これまで政府による厳しい統制の下にあったウズベキスタン経済が開明的なリーダーの下で大きな転換期を迎えているのだ。ウズベキスタンは人口3300万人で、中央アジアでは最も大きな市場を有する。豊かな鉱物・エネルギー資源(ウラン、金、銅、天然ガス等)にも恵まれている。

2016年9月にカリモ

中小企業のシルクロード進出

な動向にいち早く気づいた中国、韓国、さらにヨーロッパの起業家は、すでにウズベキスタン市場への進出を急いでいる。

しかし、世界トップクラスの対外投資主体である日本企業によるウズベキスタン進出がなぜか伸び悩んでいる。その理由はさまざまあるが、中でも法的安定性への懸念が最も大きな要因になっていると考えられる。継続的にビジネスを行う上で大事なのは、将来について予測可能な安定した法制度と、その透明性のある公正かつ中立的な運用であろう。しかし、日本の企業がウズベキスタンへの投資の際の補償の条件等を定め、投資家の投資活動を保護・促進することを目的とする協定である。また、投資家と政府との間の紛争処理規定により、投資受入国の協定義務違反により投資家が損害を被った場合には、当該投資家が投資受入国に対して国際仲裁機関に紛争を付託することが可能となる。日本においても、他国との投資協定に基づき、すでに日本の企業がス페인政府やインド政府などを国際投資仲裁に訴えている。日本企業がウズベキスタンに投資して何らかのトラブルにあった場合には、大企業、中小企業を問わず、2008年投資協定を利用することが可能となっている。

好機迎えた日本の ウズベキスタン投資

フ前大統領の後を継いだミルジヨエフ現大統領は、市場開放に向けた経済政策を次々に打ち出している。外交関係も改善され、中央アジアの経済統合の可能性も生まれつつある。この新た



名古屋経済大学法学部准教授
Alisher Umirdinov

ウミリデノブ・アリシエル 国際法(国際経済法)。名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士(比較法学)。1986年生まれ。

資に慎重となる「投資先の法的安定性への懸念」について、これを解決し得る環境条件が近年急速に整備されつつあるのだ。

それは、2008年に日本とウズベキスタンとの間で締結された投資協定である。投資協定とは、(外務省の定義によると)一方の締約国(例：日本)の投資家(企業等)が他方の締約国(例：ウズベキスタン)

において投資財産(企業、証券、不動産等)の取得・運用等を行う際に、最恵国待遇や内国民待遇を保証するとともに、送金の自由や

また、言葉も文化も分からない中央アジアに進出しようとする際には、人材確保も課題となろう。しかし、それも大きな問題とはならない。現在、名古屋経済大学の経営、経済、法学部などには多くの優秀なウズベキスタン人が留学生として来ており、その数は、来年度には現在の2倍に増えることが見込まれている。彼らが今後、日本とウズベキスタンの間の架け橋になることが十分期待できる。

投資リスクを低減する投資協定と優秀な国際人材を重要な基盤として、今こそ勇気を持ってウズベキスタンに投資するチャンスである。

